

令和7年（フ）第5号

福岡県飯塚市小正216番地2 プチコート小正203号、前住所福岡県飯塚市小正453番地2
破産者 岩谷 禄子

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和8年（フ）第20号

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師28番地436
破産者 宮武 健一

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和8年（フ）第47号

福岡県飯塚市佐與2546番地12
破産者 串焼き酒場 ばかたれこと 今福 泉

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和8年（フ）第316号

福岡県遠賀郡岡垣町大字手野535番地13
コーポエメラルド102号、前住所福岡県遠賀郡岡垣町大字山田970番地1 ガーデンコテージA－101
破産者 池田 有里

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第481号

北九州市門司区長谷1丁目4番5号
破産者 岩崎 楓

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第490号

北九州市戸畑区椎ノ木町11番4－202号、前住所北九州市戸畑区椎ノ木町11番4－505号
破産者 グリーンセトナーこと 山田 孝志

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第38号

熊本県八代市高島町4536番地（5－6）高島団地、転入前住所熊本市東区戸島6丁目22番10号エトワール南台Ⅱ－103号
破産者 松田 祐司

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和8年（フ）第85号

宮崎市佐土原町下田島20296番地44 第二ビノキオコーポ202号、前住所宮崎市佐土原町東上那珂16789番地17
破産者 足利 由美

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和6年（フ）第5865号

東京都渋谷区笹塚2丁目18番3号
破産者 株式会社教育春秋社

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4218号

埼玉県川口市栄町1丁目4－21－203
破産者 川上 隆司

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4741号

東京都文京区千石4丁目26番1号
破産者 株式会社ジャパン・アグリ－カルチュア・マーケティング&マネジメント

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4742号

東京都文京区千石4丁目26－1－101
破産者 齊藤 幸男

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9277号

東京都江東区新砂1丁目8番5号
破産者 株式会社東水工

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9363号

山梨県甲府市湯村1丁目6－6、開始決定時の住所東京都世田谷区北鳥山4丁目20－10
破産者 阿久沢彩乃

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9364号

山梨県甲府市湯村1丁目6－6、開始決定時の住所東京都世田谷区北鳥山4丁目20－10
破産者 阿久沢 幹

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第81号

東京都葛飾区立石5丁目7番26号
破産者 大勝運輸株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第230号

東京都八王子市横山町22番3号 メディカルタワー八王子2階
破産者 医療法人社団育幸会

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1463号

東京都新宿区北新宿3丁目7－4－205
破産者 松下 美樹

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部